

文化財の匠プロジェクト《概要》

令和3年12月24日 文部科学大臣決定（令和4年12月16日改正）

1. 趣旨 / 2. 計画期間 / 3. 基本的な考え方

- 文化財の持続可能な保存・継承体制の構築を図るため、**(1) 修理技術者等、用具・原材料までを含めた一体的な体制整備**と**(2) 計画的な保存・継承の取組**を推進するため、**5か年計画**（令和4年度～令和8年度）を策定。

4. 重点的な取組内容

(1) 文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保

- 文化財の保存・継承に欠かせない用具・原材料の**生産支援の拡大**：**5分野（R3）→25分野（R8）**
- **文化財修理に不可欠な原材料のリスト化・公表**、生産支援を通じ安定供給につなげる
- **国指定文化財建造物の修理機会における需要創出**（伝統的な和紙や畳の活用等）
- 関係省庁との連携
：地域特産作物としての原材料の生産体制の強化、国有林野事業と連携した資材の確保・育成（農林水産省）、「地域おこし協力隊」の枠組みを活用した後継者確保（総務省）等

(2) 文化財保存技術に係る人材養成と修理等の拠点整備

- 後継者養成を課題とする保存技術について**選定保存技術保持者・保存団体の拡大**
- **保持者・保存団体の複数認定を積極的に行う**とともに**団体認定を推進**：**58人34団体（R3）→80人47団体（R8）**
- 後継者が一人前になるまでの**研修に必要な原材料の確保等**に係る経費を措置：**110万円（R3）→210万円（R4～）**
- 選定保存技術に親しみを覚えてもらえる**通称を付与**、文化財修理技術者や用具・原材料生産者を対象とする**表彰制度を創設**
- 「**修理調査員**」（文化庁非常勤職員）の文化庁配置による体制強化
- 国立の「**文化財修理センター（仮称）**」の設置に向けた検討を順次推進

(3) 文化財を適正な修理周期で修理するための事業規模の確保

- 各文化財類型に応じ、**必要な事業規模を漸次確保**

年間修理事業件数 (予算ベース)	令和3年度	令和8年度	現在の修理周期
建造物(木造)	137件	161件	建造物(木造)：維持修理約40年、根本修理約200年
美術工芸品	200件	280件	美術工芸品：概ね10年～20年遅れ
史跡等	308件	495件	史跡等整備：概ね10年～20年遅れ

適正な修理周期に基づく年間修理件数
建造物：維持修理30年、根本修理150年
美術工芸品：概ね50～100年（材質による）
史跡等整備：概ね30年

- **防火・耐震対策の推進**
：防火：27件（R3）→147件（R8）
耐震：38件（R3）→169件（R8）※令和2年度からの計画に基づく累積着工数（文化財建造物）
- **国指定文化財について分野・対象を広げて長期的な修理需要予測調査を推進**
- 必要な事業規模を確保した上で文化財修理等に係る**多様な資金調達の活用**

※黄色ハイライトは改正事項